

# 薩南工業高等学校 生徒心得

## 1 校内生活について

学校は我々の心身練磨の場であり社会人としての人格形成の場である。

- (1) すべての生徒は、お互いを尊重し信頼関係を大切にすること。
- (2) いじめは絶対に許されない。
- (3) 暴力行為は絶対に許されない。
- (4) 金銭及び物品の貸借はしない。
- (5) 登校後の外出は禁止とする。  
特別の事情がある場合は生徒手帳に許可願を記入して担任の許可を受ける。
- (6) 校内では定められた時間・場所以外では飲食してはならない。
- (7) 登下校は必ず学校指定の鞆を使用する。部活動生はその部活指定のバッグ等を用いても良い。
- (8) 所定の下校時刻を厳守する。やむを得ないときは係教師の許可を受ける。  
一般生徒 午後5時 部活動生 午後7時
- (9) スマートフォン・携帯電話は原則として校内使用禁止とする。ただし、教師の監督下においては使用可。持ち込む場合は申請書を提出し許可を得た後、電源を切って鞆に入れる。
- (10) スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスは校内使用禁止とする。
- (11) 学習活動に必要なもの以外は校内に持ち込まない。(例：マンガ本、ゲーム用具等)
- (12) 所持品には、すべて記名すること。

## 2 頭髪服装について

卒業後の進路を意識し、高校生らしい清潔感のあるみだしなみと装いを心掛けること。

### (1) 服装

#### ① 全般

- ア 学校指定の制服を正しく着用し、改造は認めない。
- イ 冬服、中間服、夏服の着用については、体調や気候に応じて生徒自身で判断する。  
行事・儀式等においては、統一する場合もある。
- ウ 長袖シャツをまくる場合は、きちんと留める。
- エ 防寒着（白，黒，紺の無地を原則）・手袋・マフラーは派手でないものとし、校舎内では着用しない。登下校時の着用は認める。
- オ アンダーウェアは単色で華美でないものとし、外に見えないようにする。
- カ 靴は白地（靴ひも白）を基調とした運動靴、または黒革靴（ローファーのみ、ヒールアップは禁止）とする。
- キ 靴下の色は白，黒，紺の単色とする。
- ク カラーコンタクトは禁止する。
- ケ 装身具（ピアス、イヤリング、ブレスレット、指輪、ネックレス等）は禁止する。

#### ② 男子

- ア 冬服は学校指定の制服とする。冬服の下は、学校指定のシャツおよび学校指定のベストとする。
- イ 中間服は学校指定の白長袖シャツとする。学校指定のベストを着用してもよい。
- ウ 夏服は学校指定の白半袖ポロシャツとする。
- エ ベルトの色は、黒，紺，茶の単色で装飾のないものとする。

#### ③ 女子

- ア 冬服は学校指定のものとし、シャツおよび学校指定のベスト・セーターを着用してもよい。
- イ 中間服は学校指定の白長袖ブラウスとし、学校指定のベスト・セーターを着用してもよい。
- ウ 夏服は学校指定の白半袖ポロシャツとする。
- エ 防寒着として黒色タイツの着用を認める。

### (2) 頭髪等

#### ① 全般

- ア 髪型は自然な状態を基本とし、パーマ等の手を加えない。
- イ 染色や脱色等の変色、またドライヤー・カーラーなどによる頭髪の変形は禁止。
- ウ 整髪料・ドライヤーは、整える程度は認める。
- エ 眉を整える程度は認めるが、眉剃り、眉抜きは禁止。
- オ 爪は常に清潔を保ち、短めに切る。ネイル等は認めない。
- カ ピアスはしない。
- キ 化粧（アイプチ、色付きリップ、色付き日焼け止め、ファンデーション等）はしない。

- ② 男子
  - ア 前髪は目にかからない長さとする。
  - イ 後髪は襟にかからないこと。
  - ウ 横髪は耳にかからないこと。
  - エ もみあげは耳の下側を超えない長さとする。
  - オ ひげは剃ること。

- ③ 女子
  - ア 前髪は目にかからない長さとし、かかる場合はピンで留める。
  - イ 後髪は肩にかかったら切るか括る。
  - ウ 横髪は顔にかかったら切るかピンで留める。
  - エ ヘアゴム・ヘアピンは黒・紺・茶とする。

### 3 校外生活について

校外においては特に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、常に品位ある態度を堅持して地区・後輩の良き指導者となり社会奉仕に努める。

- (1) 飲酒・喫煙等、法律に違反しない。
- (2) 乗り物を利用するときには交通道徳を守る。特に単車を運転する際には交通安全に気を付ける。
- (3) 娯楽場（パチンコ店等）や居酒屋等好ましくない場所への出入りをしない。
- (4) 夜間外出はしない。やむを得ないときでも午後10時までに帰宅すること。  
午後11時から、翌日の午前4時までの間は深夜徘徊となる。
- (5) 無断外泊は禁止する。
- (6) 生徒同士のカラオケボックスの利用は保護者の許可を得て行うこと。

### 4 アルバイト許可規定について

- (1) 基本方針
  - 長期休業中以外は原則として認めない。しかし、やむを得ないと認めた場合は、特別に許可する。  
長期休業中のアルバイトは届出制とする。（下記の就業条件を満たすこと）
- (2) 就業条件
  - ① 作業場所や内容については生徒として適切なものであること。また、学業に支障を来たさず、身体的・精神的に健全なものであること。
  - ② 就業時間は午後8時までとする。
  - ③ 就業場所は自宅から通勤できる範囲内であること。
  - ④ 雇用者は生徒の教育に理解・関心があり、健全な社会人であること。
  - ⑤ 賃金の使途については、保護者と相談の上で決めること。
  - ⑥ 手続期間中に許可申請して許可を得ること。その他、特別な場合は生活指導係会で審議する。
  - ⑦ 定期考査中および考査一週間前はアルバイトを中断すること。
  - ⑧ 長期休業中の就業期間は所定の日数（夏休み：25日、冬休み：10日、春休み：7日）内とする。
  - ⑨ 1年生については、特別許可申請であっても、1学期期末考査以降の受付とする。
- (3) 不許可条件
  - ① 学業成績に関する事項として、申請時前の定期考査で30点未満の教科が3科目以上ある生徒。
  - ② 学校生活に関する事項として、出席状況が良好でない生徒および生活態度が良好でない生徒。
  - ③ 許可後において、上記①②の条件を満たさない場合、改善されるまでアルバイトを停止させる。
- (4) 手続き
  - 生徒手帳および許可申請の各種証明欄に記入、保護者印・担任印を受け、生活指導係担当に申請する。
- (5) 禁止事項
  - ① 宿泊を伴うものや居住地から就業場所が遠いもの。
  - ② 著しく責任の重いもの。
  - ③ 児童福祉法の精神に合致しないと思われるもの。
  - ④ 夜間に就業しなければならないもの。高所作業など危険なもの。重労働。低賃金と思われる職種。酒席・宴席。配膳等の接客作業。生徒指導上生徒の出入りを禁止しているような場所での仕事。